

○文部科学省告示第五三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年六月五日

文部科学大臣 阿部 俊子

<p>指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称</p>	<p>令和七年六月五日</p>	<p>令和七年六月五日から 令和八年四月三十日</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間</p>
<p>モ レ マ レ ト レ の 菜 園 □ □</p>			<p>株式会社中日新聞社 文化事業部長 上野 充浩 愛知県名古屋市中区三の丸一―六一―一 大阪府立美術館 館長 内藤 栄 大阪府大阪市天王寺区茶白山町一―八二 東京都美術館 館長 高橋 明也 東京都台東区上野公園八―三六 愛知県美術館 館長 平瀬 礼太 愛知県名古屋市中区東桜一―三―二 日本放送協会 展開センター長 田中 良憲 東京都渋谷区神南二―二―一 NHK放送セン 株式会社NHKプロモーション イベント事業センター長 福山 浩一郎 東京都渋谷区神山町五―五 株式会社NHKエンタープライズ 代表取締役社長 有吉 伸人 東京都渋谷区神山町四―一四</p>	<p>大阪市立美術館 大阪府大阪市天王寺区茶白山町一―八二 令和七年七月五日から同年八月三十一日 東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三六 令和七年九月十二日から同年十二月二十一日 愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一―三―二 令和八年一月三日から同年三月二十三日</p>
<p>備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。</p>				